

おい図書館

No.106
発行 代表
青木和子
松本市の原1-104-416
TEL 0577-3710886

日本図書館協会

セミナー

報告 青木和子

10月13日(木)、「公立図書館の指定管理者制度」第2回セミナーが開催されました。(注)指定管理者制度(以下「指定」)内容については会報103号を参照して下さい。

全国から70余名の参加がありました。私が、私たち数名の市民の他はほとんどが図書館関係者でした。図書館への「指定」導入に対する危機感をあらためて痛感しました。

講演

①図書館と「指定」を考える

自治体法務からの視点

鑑水三千男氏(千葉県総務部政策法務課政策法務室)

②道立図書館における「指定」導入等の影響と可能性について

中村照男氏(北海道立図書館長)

③富士宮市立図書館への「指定」導入の検討経緯について

岩崎良一氏(富士宮市立中央図書館)

④公立図書館への「指定」導入

公共サービスの民間開放と社会教育機関の管理運営
中島哲彦氏(名古屋大学教授)

講演要旨

①鑑水氏は、図書館への「指定」導入を予定している自治体および導入を想定していない自治体について、例をあげて具体的に検証し次のように結びました。
「財政状況が悪化している地方公共団体において、公の施設の再編整備と「指定」の導入は避けて通れない状況になってきた。しかし「指定」は非常に荒い制度であり、導入に際しては各自治体の精査・工夫が必要である。

「指定」導入をめぐる検討は、結果として、公の施設のあり方、公務員のあり方、外部団体を含めた行政組織のあり方等を見直す契機になるのではないか。

施設ごとに事業内容や管理運営のあり方を精査することは、単に経費の見直しを求めたものではなく、住民にとって行政が担うべき



莫に必要な事業は何かを追求することであり、結果的に地方公共団体の行財政改革に大きく貢献するであろう。

図書館に「指定」を導入する場合、開館時間延長などの「目に見える」サービスの向上だけではなく、質的充実が図られるかどうか重要だ。

「指定」を導入した図書館において、直営の図書館よりもより良いサービスを提供できているという評価になれば、身分保障を受け、公立図書館に勤務する一般行政職としての公務員や、司書の専門性について、重大な疑問が生ずるだろう。そして、司書・一般行政職公務員・地方公共団体のそれぞれが力量が問われるだろう。

その疑問に答えるには、図書館カービスを点検し、図書館経営を工夫し、司書がその力量を高めて専門的能力を発揮できるような体制

制をつくり、直営の図書館にしかできないサービスを実現するよう奮闘すること、民間との競争に備えることを提言する。

②中村氏の講演は、道立図書館への「指定」導入の動きに向けて、図書館の業務を様々な面から検証し、自己評価をし、その結果を知事部局に提出したことの報告でした。

この取組にあたっては、先ず財政危機に陥っている道政の現状分析をし、「道立図書館は道民の最終利益にかなう管理運営形態や、図書館サービスとは如何なるものを希求する。職員は、自らの血を流してでも守りたいと考える道立図書館の姿を道民に具体的に提案し、判断を仰ぐ」という基本理念を図書館職員の共通認識としました。

前掲の鏈水氏の提言にもありませんが、「司書の専門性を高め、直営の図書館だからこそできる高度なサービスを実践すること、民間との競争に耐えるような仕事を」という強い意志が心に響きました。また、図書館の「評価」とはどのようなものなのか、資料によって明確に示され、大変参考になりました。

③岩崎氏の報告は、「市当局が「指定」導入案を市議会に提出したが、反対意見が出た。そこで、図書館協議会で検討し、利用者アンケートを実施したところ、いずれも「指定」は図書館にはなじまない」という結論で、直営支持。その結果をうけて教育委員会が検討し、直営との結論を議会に提出し、導入案は否決された。この経過をまとめたものでした。

審議の経過をわかりやすい形で公表し、市民の意見が反映された結論が出されたことは、大変評価できると思いました。

一連の審議の中で、教育委員会が「直営」との結論を出した理由には、次のようなものがあります。図書館は、教育委員会所管の公の施設の中で最も公共性・教育性の高い施設であり、日本においては民間経営の実例やノウハウの蓄積がほとんどないこと。図書館協議会で協議された結果、「図書館としての使命・サービスの質の向上及び継続的発展性の確保等の観点から、「指定」に馴染まない」との結論であったこと。



④中島氏の講演は、総務省の指針に基づいたもので、要旨は次の通りでした。

これまでの日本は、国が一定の基準を定めて全国一律のサービスを行う福祉国家を自認していた。しかし今後は、すでに最低限度の基準は達成したのだから、それで良しとして、それ以上の責任は国には無い、という考え方に立つ。

これまで国が主体だった公共サービスは、今後は地方公共団体が責任主体となり、住民の自己責任・自己負担とするという国がめざす社会システムの姿が見えてくる。

すべての公共施設の民営化につながる恐れのある「指定」導入の大きな理由として、公の施設の運営経費削減がある。しかし「指定」導入に際しては、すべての公の施設について、直営の場合と民間事業者を指定管理者とする場合との比較等も含めた管理のあり方の検証を行い、

検証結果を公表し、住民への説明責任を十分に果たすことが重要である。

計5時間という長丁場でしたが、各講演者から、図書館にかける情熱と共に、私たちの今後の活動の指針となるべきお話をうかがうことができ、大変意義深い会であったと思います。

千葉県下公立図書館の

職員に関するアンケート調査報告

まごめ 青木和子

10月24日(月)、千葉県市の図書館を考える会に10月定例会に参加し、千葉大学大学院教育学研究科・渡邊千沙さんのお話を聞きました。

小さい頃から図書館環境に恵まれていた渡邊さんは、大学時代に社会教育を学び、菅谷明子さんの著作から「公共図書館の可能性」

に関心をもちました。時代の要求は「貸本屋」としての図書館ではなく「情報サービス提供施設」としての図書館であること、そこに専門的知識を持った職員が必要であることを痛感し、専門職制度の研究へと進みました。

今回の調査は、修士論文「図書館員の専門性と司書職制度」千葉県下公立図書館を事例に「のため」に行い、県下のすべての公立図書館（32市8町2村）と読書施設2館、県立図書館3館、財団法人図書館2館を対象にした、2005年4月1日現在のものです。

「公立図書館の役割と使命、公立図書館における司書職制度の現状と課題、市民がもつめる図書館像と図書館員、これからの図書館員の専門性と司書職制度をめぐる課題」との内容で、「各市町村の司書卒、司書の採用方法・採用形態、役職者の資格、研修（初任者

・館内・館外）の実態、委託について」などを具体的に検証し、日本図書館協会「任務と基準」に基づき、望ましいサービスの達成率を各館毎に示しています。図書館への熱い想いと、若者らしいひたむきさで貴重な調査を実施し、論文にまとめようとしておられる渡邊さんの報告に融れることができ、本当に嬉しく、背筋が伸びる思いでした。今後のご活躍をお祈りします。



後記

先日、首都圏のマンションなども倒壊の危険に陥れる耐震構造計算書偽造事件がおきました。「民間でできることは民間に」

とのかけ声の下で、人々の安全に関わる建築確認業務を、容易に民間委託してしまった結果の出来事です。

このような事がおこる度に、私たちは一体何のために税金を払っているのか、と考えます。

税金とは、私たち納税者が毎日安心して安全に暮らせるようにそのための方法を考え、計画した施策を実現することを行政に委ねるための契約金のようなものではないでしょうか。

行政が施策を実行する際、できるだけ経費をおさえるのは当然ですが、それを重視するあまり、削ってはいけないところまで削ってしまうなどは、断じてしてはならないことです。

公から民間への業務委託や指定管理者制度——私たちが納税者としては、重く受けとめ、見過ごすことのできない問題だと思えます。